

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	33 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	30 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、平成8年11月から10年3月までの期間及び13年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月から10年3月まで
② 平成13年10月から同年12月まで

私は、平成9年12月にA事業所に就職が内定したが、国民年金保険料に未納があると内定を取り消される可能性があったため、両親と相談の上、申立期間①について、それまでの未納分と就職するまでの期間の保険料をまとめて納付することとし、私がアルバイトでためた8万円に父から送金してもらった14万円を足して保険料を用意し、母に納付してもらった。ところが、その保険料が未納となっているので調査してほしい。

また、私は、平成13年3月末に同事業所を退職したので、同年4月から国民年金に切り替え、同年4月から同年9月までの6か月分の保険料は退職金で一括納付し、申立期間②の保険料は、1か月分ずつB市役所で納付した。ところが、その3か月分の保険料が未納となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録から、平成9年1月28日付けで申立人へ基礎年金番号の付番及び年金手帳の交付が行われていることが確認できることから、申立期間①の国民年金保険料は、過年度納付及び現年度納付することが可能であった。

また、申立人は、申立期間①の保険料を一括納付するに至った事情について、「保険料の納付書や督促状が送られてきていて、未納のままにしておくことが大変気懸かりだったので、両親に相談し、就職する前に一括で

納付することになった。納付書及び督促状に記載された金額から、保険料が全部で 21 万円余りとなることが分かり、私の手持ちの 8 万円では足りなかつたので、不足分の 14 万円は父から出してもらうことになり、父からの送金を待つて、平成 10 年 1 月末頃に母に納付してもらった。」と具体的に述べているところ、申立人の母も、「私が娘の保険料を納付するに当たり、娘が所持している金額では足りないため、主人に不足分を出してもらったのを覚えている。」と述べている上、申立人の主張する金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しており、申立人の供述は信憑性^{びよう}が高いと認められる。

さらに、申立人から提出された C 銀行 D 支店発行の口座取引証明書には、平成 10 年 1 月 16 日付けの申立人の父からの 14 万円の送金、及びその 3 日後の同年 1 月 19 日付けの 14 万円の引き出しが記載されており、申立人の供述を裏付ける現金の移動が確認できる。

申立期間②について、申立人は、「平成 13 年 10 月分の保険料は同年 11 月 2 日に、同年 11 月分の保険料は同年 11 月 7 日、14 日又は 16 日のいずれかの日に、同年 12 月分の保険料は同年 11 月 28 日に、いずれも B 市役所で納付した。」と主張し、申立人から提出された預金通帳の写しにより、それぞれの日に B 市役所内で 3 万円（13 年 11 月 14 日は 2 万円）の預金が引き出されていることが確認できること、それらの金額は、保険料相当額以上ではあるものの、その差額について申立人は、当時、就職活動中であり、交通費や外での食事代、派遣会社への登録料等就職活動に係る費用が結構発生したと述べており、申立人の主張に不自然さは見られず、預金通帳から引き出された金額が保険料納付に当てられたとする申立人の主張は基本的に信用できる。

このほか、申立人は、申立期間①及び②以外の国民年金加入期間は保険料を全て納付している上、厚生年金保険からの切替手続も全て適正に行われていることから、保険料の納付意識の高さが認められ、申立期間①は 17 か月と比較的短期間であり、申立期間②は 3 か月と短期間であることを考え合わせると、申立期間①及び②の保険料を納付したと考えても特段不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から2年12月まで

私は、平成元年12月にそれまで勤めていた会社を退職して、しばらくは申立期間の国民年金保険料を未納にしていたが、その後、私の母に、「年金はしっかりと払っておきなさい。」と言われ、次の会社に就職するまでの間にA市役所に出向き、申立期間の保険料額等を調べてもらった後、その会社に就職した3年1月以降の勤務期間中に、未納期間の保険料を金融機関でまとめて納付したはずであり、未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成元年12月に会社を退職して、3年1月に次の会社に就職するまでの間にA市役所に出向き、未納期間の国民年金保険料額を調べてもらった。」、「3年1月に就職した会社の勤務期間中に、未納期間の保険料をまとめて納付した。」と述べているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の前後の第3号被保険者の該当処理日から、2年5月頃に行われたものと推認される上、当該加入手続の推認時期を基準にすると、申立人が3年1月に就職した会社に勤務期間中であった4年1月までは、申立期間の保険料を遡って納付することが可能であったことから、申立人の主張に矛盾は無く、申立内容に特段不合理な点も見当たらない。

また、申立期間は13か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間以降は、厚生年金保険被保険者期間及び平成17年12月から18年2月までの3か月の国民年金の未加入期間を除く108か月の国民年金保険料を全て納付済みである。

さらに、申立人の父及び申立人に保険料の納付を勧めたとする申立人の

母は、納付を勧めたと思われる時期の保険料を含む昭和 47 年 2 月から 60 歳までの保険料を共に納付済みである上、申立人は、「平成元年 12 月に会社を退職してから次の会社に 3 年 1 月に就職するまでの申立期間もパートとして働いており、申立期間の前後を通じて実家に住んでいた。」と述べており、申立期間に係る保険料の納付が経済的に困難であった事情は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで

私は、20歳前から就職していたので、国民年金に加入して以降、国民年金保険料は自分の給料から支出しており、母に数か月分の保険料相当額を渡し、金融機関で納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であり、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、申立期間を除き未納は無い。

また、申立人は、国民年金に加入して以降、保険料は申立人の母に納付してもらっていたと主張しているところ、申立人の母は、「申立人が20歳から婚姻するまでの期間、申立人から現金を預かり金融機関で保険料を納付していた。」と述べており、申立人及び申立人の母の申述内容に齟齬は無く、不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人の住所に変更は無く、生活環境に変化は認められないことから、申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和45年8月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月26日から同年8月1日まで

A社及びB社は同一会社で所在地も同じであり、私は、両社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日及び申立人を含む22人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和45年8月1日と記載されていたものが、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の46年4月21日付けで、45年6月26日に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、上記22人のうち申立人を含む19人は、B社において、昭和45年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが、当該事業所の被保険者名簿から確認できる。

さらに、複数の元同僚は、「A社とB社は同一会社であり、社名を変更しただけで所在地も一緒であった。」と供述している。

以上の状況を踏まえると、申立人は、申立期間を含めて、A社及びB社に継続して勤務していたことが推認できるとともに、A社は、申立期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

加えて、複数の元同僚は、「申立人はA社では役員ではなく、社会保険関係手続に関与する立場でもなかった。」と供述している上、A社の商業登記簿謄本の役員欄にC（役職）として氏名が存在するが、昭和42年6月1日に退任した記載となっており、申立期間は役員としての記載が無いことから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、遡って申立人の資格喪失日を訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、昭和45年8月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年5月のオンライン記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

千葉厚生年金 事案 5014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで
私は、昭和37年4月1日にA社に入社し、52年4月1日付けで、グループ会社のC社（現在は、D社）に転籍したが、この間、継続して勤務し給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに事業所の人事担当者及び複数の元同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A社（昭和52年4月1日にA社からC社に転籍）に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社において昭和52年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、C社において同年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる元同僚二人から提出された同年3月分賃金支給明細書及び同年4月分給与明細書により、いずれの月についても、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時におけるA社の人事担当者は、「失業保険の届出と勘違いして、退職日を喪失日として届けてしまったのだと思われる。申立人が勤務していたことに間違いはなく、厚生年金保険料は控除していた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないが、事業主が資格喪失日を昭和52年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和37年4月2日にA社に入社し、43年7月15日まで継続して同社及びそのグループ会社に勤務していた。

申立期間は、新設されたC社へ出向中であり、同社新設と同時に人事異動になったが、厚生年金保険料は給料から継続して控除されていた。申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間中である昭和40年9月にA社からC社が分社化していること、及び申立人に係る雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びその関連会社に継続して勤務し（40年10月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社からC社に異動した数十人に同様な被保険者期間の欠落が見られ、事業主

の届出誤りが推測されることから、事業主は昭和 40 年 9 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月16日から同年3月1日まで
私は、昭和45年3月にA社に入社し、46年3月にC社に異動したが、49年5月に退社するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和46年3月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年1月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 5017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

私は、現在勤務しているA社から、平成 15 年 4 月に賞与の支給を受けているので、調査の上、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係る賞与の振込金額が確認できる預金通帳及びA社が加入しているB健康保険組合の回答から、申立人は、平成 15 年 4 月 30 日に賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額 50 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 5018

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を10万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

私は、現在勤務しているA社から、平成 15 年 4 月に賞与の支給を受けているので、調査の上、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与の支払金額が確認できる給与支給明細書及びA社が加入しているB健康保険組合の回答から、申立人は、平成 15 年 4 月 30 日に賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額 10 万 1,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 5019

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

私は、現在勤務しているA社から、平成 15 年 4 月に賞与の支給を受けているので、調査の上、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与の振込金額が確認できるB社発行の取引明細証明書（預金元帳）及びA社が加入しているC健康保険組合の回答から、申立人は、平成 15 年 4 月 30 日に賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額 60 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 5020

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を61万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日

私は、現在勤務しているA社から、平成15年4月に61万円の賞与の支給を受けているので、調査の上、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与の支払金額が確認できる給与支給明細書及びA社が加入しているB健康保険組合の回答から、申立人は、平成15年4月30日に賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額61万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和27年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月15日から同年6月2日まで

私は、昭和25年3月から29年6月まで、A社に継続して勤務していたが、27年5月15日に同社C支店が閉鎖し、同社B支店D出張所に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、元同僚に係る人事記録及び厚生年金保険被保険者台帳から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和27年5月15日に同社C支店から同社B支店D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和27年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和27年6月2日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月16日から40年2月1日まで

私は、昭和38年3月5日にC社（現在は、D社）に入社し、平成16年7月14日に定年退職するまで、D社及びグループ会社に継続して勤務していたが、昭和39年12月16日付けで、A社の設立に伴い、期間を空けずに異動したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同日付けでC社からA社に異動した元同僚が所持する給与明細書、C社から提出された人事記録の写し及び雇用保険の加入記録により、申立人がC社及び同社のグループ会社に継続して勤務し（昭和39年12月16日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和40年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できないが、商業登記簿により、同社は、39年12月16日に設立され、申立期間において既にE（業種）を業として営業実態があ

ったことが確認できるとともに、元同僚が、「申立期間当時、F（地名）とG（地名）の事業所を合わせると 35 人ぐらいが勤務していた。」と供述していることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間は適用事業所としての記録管理がなされていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月19日、16年7月16日及び同年12月16日は6万円、17年7月15日は5万4,000円、同年12月22日は5万円、18年7月20日及び同年12月20日は4万円、19年12月21日は3万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月16日
③ 平成16年12月16日
④ 平成17年7月15日
⑤ 平成17年12月22日
⑥ 平成18年7月20日
⑦ 平成18年12月20日
⑧ 平成19年12月21日

私は、A社（現在は、B社）に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が欠落しているので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された年間賃金台帳により、申立人は、申立期間において、A社から賞与が支給され、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記年間賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年12月19

日、16年7月16日及び同年12月16日は6万円、17年7月15日は5万4,000円、同年12月22日は5万円、18年7月20日及び同年12月20日は4万円、19年12月21日は3万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D工場）における資格取得日に係る記録を昭和40年2月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月22日から同年3月22日まで

私は、昭和34年3月14日、A社に入社し、平成12年4月1日に定年退職するまで、継続して勤務していたにもかかわらず、同社E事業所（現在は、同社F工場）から同社B工場に異動した申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社D工場から提出された従業員台帳、入社簿及び社会保険被保険者台帳並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和40年2月22日に同社E事業所から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和40年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和58年8月1日から平成元年1月末日まで、A社に勤務し、B市の事業所でC（業種）の事務に従事した。勤務した全期間の給与明細書を所持しているが、同年1月分の厚生年金保険料を控除されており、在職証明書の退職年月日も同年1月31日となっているのに、厚生年金保険の喪失年月日が同年2月1日となっておらず、厚生年金保険の被保険者記録が1か月欠落しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間の給与明細書、給与所得の源泉徴収票、退職証明書及び給与振込通帳の記録並びに雇用保険の加入記録により、申立人の申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年1月のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の役員は、「厚生年金保険の資格喪失日を平成元年2月1日とすべきところを間違っって同年1月31日と処理した。」と手続の誤りを認めていることから、事業主が元年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年10月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月21日から同年10月1日まで

私は、昭和58年4月から現在まで、B社グループに継続して勤務しているが、昭和58年10月1日に、グループ会社のA社からC社へ転籍したときの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在職証明書及び社員名簿並びに雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてB社グループに継続して勤務し（昭和58年10月1日にA社からC社に転籍、現在両社は合併し、B社）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、C社に係る厚生年金保険の新規適用日は、昭和58年10月1日であり、同社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではないところ、この間の事情について、B社は、「通常は、関連企業を設立し従業員を転籍させる場合、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続については、それまで勤務していた事業所では、転籍先の新規適用まで被保

険者資格を喪失させず、転籍先の新規適用時に、転籍元での被保険者資格の喪失及び転籍先での被保険者資格の取得の手続を行っていたところ、C社の設立時においては、事務処理の誤りにより、同社の新規適用前に、A社で被保険者資格の喪失の届出を行ってしまった。」「申立期間において、A社から給与が支給されており、給与から保険料を控除していた。」旨回答していることから、A社の資格喪失日を同年10月1日とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったと認めている上、A社が加入していたD厚生年金基金の加入員資格喪失届の資格喪失日が昭和58年9月21日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を44年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和48年3月29日から同年4月1日まで

私は、C（団体）の奨学生として大学に通いながら、昭和44年4月1日から48年3月31日までの期間において、D事業所に勤務していた。同じ時期に同事業所に勤務した者の厚生年金保険の被保険者記録は44年4月1日から48年4月1日までとなっていると聞いているので、調査して、私の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、D事業所に勤務していた複数の元同僚の供述及び申立人の同事業所へ勤務するに至った経緯に関する具体的な申述内容から判断すると、申立人がD事業所に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和44年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、B社は、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないE（都道府県）の区内の事業所に勤務している者の厚生年金保険の加入については、各事業所等の事業主からの報告に基づき、A社において厚生年金保険の加入手続を行っていた旨回答している。

また、事業所記号順索引簿によると、申立人が勤務していたD事業所

は、昭和 45 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、申立人と同様に昭和 44 年 4 月 1 日から C（団体）の奨学生として、同日から D 事業所に勤務し、申立人と同じ業務に従事していた元同僚二人は、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 4 月 1 日となっていることが確認できる上、申立期間①前後に奨学生として同事業所に勤務していた者のほぼ全員が A 社において各年の 4 月中に厚生年金保険被保険者の資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、D 事業所（厚生年金保険の適用上は、A 社）に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 44 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は不明と回答している上、当時の D 事業所の事業主は既に死亡しており供述を得ることはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人の D 事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 48 年 3 月 29 日となっていることが確認できるところ、申立人は、D 事業所に昭和 48 年 3 月 31 日まで勤務していたと主張している。

しかし、当時の事業主は死亡しており、事業主の妻は、申立期間②当時の資料は無いと回答している上、申立人が記憶している元同僚及び同事業所において、申立期間②に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元同僚に照会したところ、申立人のことは覚えていたものの、申立人の退職日を記憶している者はおらず、申立人の申立期間②における勤務実態を確認することができない。

また、前述の申立人と同じ業務に従事していた元同僚二人は、いずれも昭和 48 年 3 月に被保険者資格を喪失している上、当該元同僚のうち一人は、「奨学生は大学卒業後の就職先の準備もあり、例年 3 月下旬に

は業務の引継ぎを済ませ事業所での勤務を終えていたと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和33年12月1日、資格喪失日は35年11月26日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和33年12月から34年9月までは6,000円、同年10月から35年10月までは7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年12月1日から35年11月26日まで
② 昭和36年2月9日から39年8月27日まで

私は、C区のD駅の近くにあったE（場所）の事業所に勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。また、私の年金記録では、申立期間②に係るF社の被保険者記録の加入時期が私の記憶と全く違っているもので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は当初、申立期間①に係る事業所名称をG社として申し立てていたが、調査の過程において、勤務していた事業所の名称はA社であったと申述しているところ、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で、生年月日が申立人の昭和14年*月*日より1年遅れた15年*月*日となっている基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は33年12月1日、資格喪失日は35年11月26日）が確認できる。

また、当該被保険者記録に関して、i) 申立人は昭和36年8月1日から37年5月1日までの期間はH社において厚生年金保険被保険者となっているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では生年月日が上記と同じ15年*月*日となっていること、ii) A社B支店に

係る被保険者名簿において、申立人と同姓同名の被保険者記録は、申立期間①のほかに無いこと、iii) オンラインシステムによる氏名検索において、申立人と同姓同名で生年月日が 15 年*月*日の者は、当該記録以外に一人も確認できないこと、iv) 申立人が記憶している元同僚の供述から、申立人が申立期間①において、A社B支店に勤務していたことが推認できることから、当該被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 33 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、35 年 11 月 26 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、上記未統合記録から、昭和 33 年 12 月から 34 年 9 月までは 6,000 円、同年 10 月から 35 年 10 月までは 7,000 円とすることが妥当である。

一方、申立人が当初申し立てていたG社については、申立人が厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない上、同社は申立人の勤務実態等について不明と回答しており、ほかに同社について申立人の申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 2 申立期間②について、申立人は、F社における厚生年金保険被保険者記録は、申立人が記憶する加入時期と違っていると主張しているところ、同社は既に解散している上、オンライン記録において、代表清算人の所在も判明しないことから、申立人の申立期間②における勤務実態を確認することができない。

また、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は昭和 39 年 8 月 27 日から 41 年 1 月 26 日までとなっており、生年月日は 17 年*月*日と記録されているところ、公共職業安定所には、当該生年月日と同一、かつ、申立人の婚姻時の氏名と同一の者の雇用保険被保険者記録が存在し、事業所名称は不明であるものの、39 年 8 月 27 日から 41 年 1 月 25 日までの期間において雇用保険被保険者となっていることが確認できることから、当該雇用保険被保険者記録は申立人の同社における記録であることがうかがえる上、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、当該雇用保険被保険者記録と符合している。

さらに、申立人は、「F社に勤務していたときに、重複してH社、I社及びJ社に勤務したことはない。」と申述している一方、オンライン記録では申立人は申立期間②において、H社、I社及びJ社の各事業所

に係る厚生年金保険に順次加入していることが確認できることから、当該被保険者記録と申立人の申述内容には矛盾点が認められる。

加えて、申立人は「勤務期間中に、F社はC区からK市へ移転した。」と申述しているところ、同社の商業登記簿謄本において、昭和40年10月8日に所在地がC区からK市に移転したことが確認できること、及びオンライン記録において、同社は同年11月22日に整理記号番号をC区からK市に変更していることが確認できることから、申立人の同社における勤務期間は申立期間②ではないことが推認できる。

その上、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿では、申立人の厚生年金保険被保険者手帳記号番号(*)は、申立期間②より後の昭和39年9月15日に事業所名称が「F社」で払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（当時）における資格取得日に係る記録を昭和53年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年5月20日から同年6月1日まで

私は、昭和45年4月にB社（現在は、C社）に入社し、平成24年まで同社及びグループ企業内で勤務したが、私の年金記録では、子会社のD社（現在は、E社）から、同じく子会社のA社に異動した申立期間が厚生年金保険被保険者となっていないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及びC社から提出された事業主照会に対する回答から判断すると、申立人は、B社の本社及び子会社に継続して勤務し（昭和53年5月20日にD社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届を間違えて提出したことを認めていることから、事業主が昭和53年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成19年10月から20年5月までは20万円、同年6月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月1日から20年7月1日まで

私は、A社に平成19年10月から20年6月まで勤務し、毎月22万4,000円（交通費を含む）の給与が支給され、厚生年金保険料も1万6,400円控除されていたが、厚生年金保険の標準報酬月額の記録は9万8,000円とされているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の平成19年10月から20年6月までの給料支払明細書の総支給額及び厚生年金保険料の控除額により、19年10月から20年5月までは20万円、同年6月は16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行し

たか否かについて、事業主は、社会保険事務所（当時）に提出した申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に報酬月額を9万5,000円（標準報酬月額9万8,000円に該当）と記載しており、前記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出していないことは明らかであることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、その結果、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年2月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和40年5月20日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

さらに、申立期間のうち、昭和43年2月16日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年2月1日から同年4月1日まで
② 昭和40年5月20日から同年6月1日まで
③ 昭和43年2月16日から同年3月1日まで

私の夫が、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。しかし、申立期間において同社に勤務していたことは確かなので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された申立人に係る准社員名簿、雇用保険の加入記録、D国民健康保険組合の回答書及び同社の元従業員の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和 38 年 4 月 1 日に同社B事業所から同社E（部門）に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和 38 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、A社から提出された申立人に係る准社員名簿、雇用保険の加入記録及びD国民健康保険組合の回答書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和 40 年 6 月 1 日に同社B事業所から同社E（部門）に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和 40 年 4 月の社会保険事務所の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

3 申立期間③について、A社から提出された申立人に係る准社員名簿、雇用保険の加入記録及びD国民健康保険組合の回答書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和 43 年 3 月 1 日に同社C支店から同社F事業所に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 43 年 1 月の社会保険事務所の記録から、5 万 6,000 円とすることが妥当である。

4 申立期間①、②及び③において、事業主が申立人に係る申立期間①、②及び③の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対して行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①、②及び③の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①、②及び③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成5年12月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から7年10月1日まで
私の年金記録において、申立期間の標準報酬月額が9万2,000円と記録されているが、当時の報酬額との差異がある。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年12月1日から6年10月1日までの期間については、オンライン記録において、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたところ、6年2月14日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、5年12月1日に遡及して9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、上記減額訂正処理の直前の平成6年2月1日及び同年2月4日付けにおいても、多数の元同僚について遡及した標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、当該事業所の複数の元役員は、「会社は厚生年金保険料の滞納があった。」、「売上げも減少し、給与の遅配もあった。」と供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらず、平成6年2月14日付けの減額訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬

月額記録から、5年12月から6年9月までは28万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成6年10月1日から7年10月1日までの期間については、オンライン記録により、申立人に係る6年10月1日の定時決定の標準報酬月額については、事業主から社会保険事務所に適正な時期に届け出られており、遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、当該期間に係る給与明細書を所持していない上、事業主は、「申立人の当該期間に係る賃金台帳等の資料は保存期限経過により保存していない。」旨回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除額について確認できない。

さらに、元同僚から提出された平成6年10月から7年9月までの給与明細書によると、報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成6年10月から7年9月までの標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成17年12月22日の賞与については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を、同年12月22日は20万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月22日
② 平成18年12月26日

私は、A社B支店に勤務した期間のうち平成17年冬季分及び18年冬季分の賞与の記録が無い。厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の標準賞与記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出されたA社の賞与支払明細書（平成17年夏季）に記載されている当該事業所の賞与算定基準、元同僚の賞与支給状況及びC市役所から提出された平成18年度（平成17年分）市民税・県民税課税証明書において推認される厚生年金保険料控除額から、申立期間①の標準賞与額については、20万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得るこ

とができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、平成 18 年度における申立人の標準報酬月額及び申立期間②を除く標準賞与額に係る厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料、雇用保険料の合計額は、C 市役所から提出された 19 年度（平成 18 年分）市民税・県民税課税証明書和社会保険料控除額とほぼ一致することが確認できる。

また、申立人は、申立期間②に係る賞与明細書を所持していない上、申立期間②当時の事業主から回答が得られないため、申立人の申立期間②に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年9月1日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和43年11月1日から44年8月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月1日から同年11月1日まで
② 昭和43年11月1日から44年8月1日まで

私の夫の年金記録によると、申立期間①の厚生年金保険被保険者期間が空白となっているが、C社及びその関連企業に継続して勤務していたので、被保険者記録を訂正してほしい。また、申立期間②の標準報酬月額が厚生年金基金の標準給与月額より低くなっているので確認してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びD企業年金基金の回答により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年9月1日にE社（当時）からA社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のD企業年金基

金加入員台帳におけるA社に係る昭和43年9月の資格取得の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所台帳の記録によれば、A社は、申立期間①直後の昭和43年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同社は、同年9月1日に厚生年金基金に加盟している上、法人事業所であり、新規適用時の厚生年金保険被保険者9人のうち7人は、E社から引き続き同年9月1日に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、申立期間①において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額が2万8,000円と記録されているところ、D企業年金基金加入員台帳によれば、申立人の昭和43年9月1日の資格取得時の標準給与は3万6,000円であり、その後44年8月1日に資格喪失するまでの期間に標準給与の変更は無いことが確認できる。

また、E社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和43年9月1日であるものの、同年10月の定時決定の標準報酬月額を3万6,000円として記入した痕跡が確認できる。

さらに、申立人の申立期間①と同じ厚生年金保険被保険者記録の欠落がある元同僚7人のうち、当該企業年金基金加入員台帳が確認できた3人については、オンライン記録の標準報酬月額と加入員台帳の標準給与月額は一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間②の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社）における資格喪失日に係る記録を昭和53年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月25日から同年11月25日まで
私が、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間は、同社B支店から同社本社C事業所に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の回答及びD健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し（昭和53年11月25日に同社B支店から同社本社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和53年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の同社B支店における資格喪失日は、オンライン記録どおりの昭和53年10月25日と記載されており、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たとしていることから、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで

私の母の年金記録において、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、平成5年4月に退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録、事業主の回答書、雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録(辞令発令簿)において、申立人と一緒に異動した旨供述している上記元同僚と同日付けで発令されている者のうち、A社B工場における資格喪失日が昭和45年8月1日と記録されている者が複数名確認できることから、同日と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年6月のオンライン記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 5037

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで
私の年金記録において、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、昭和47年3月に退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録、事業主の回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録（辞令発令簿）において、申立人と同日付けで発令されている者のうち、A社B工場における資格喪失日が昭和45年8月1日と記録されている者が複数名確認できることから、同日と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年6月のオンライン記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと

から、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで

私の夫の年金記録において、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、昭和63年3月に退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された辞令発令簿、事業主の回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、辞令発令簿において、申立人と同日付けで発令されている者のうち、A社B工場における資格喪失日が昭和45年8月1日と記録されている者が複数名確認できることから、同日と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年6月のオンライン記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと

から、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで
私の年金記録において、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、平成3年12月に退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録、事業主の回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録（辞令発令簿）において、申立人と同日付けで発令されている者のうち、A社B工場における資格喪失日が昭和45年8月1日と記録されている者が複数名確認できることから、同日と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年6月のオンライン記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと

から、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで
私の厚生年金保険被保険者記録によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が空白となっている。同社に継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年7月20日にA社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和40年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 5041

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで
私の年金記録において、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、昭和46年7月に退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録、事業主の回答及び元同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録（辞令発令簿）において、申立人と同日付けで発令されている者のうち、A社B工場における資格喪失日が昭和45年8月1日と記録されている者が複数名確認できることから、同日と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年6月のオンライン記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと

から、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 5042

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで
私の年金記録において、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、昭和46年8月に退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録及び事業主の回答書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録（辞令発令簿）において、申立人と同日付けで発令されている者のうち、A社B工場における資格喪失日が昭和45年8月1日と記録されている者が複数名確認できることから、同日と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年6月のオンライン記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと

から、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から 63 年 3 月までの期間、平成 3 年 9 月から 5 年 3 月までの期間、7 年 4 月から 8 年 3 月までの期間及び 13 年 4 月から 14 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 11 月から 63 年 3 月まで
② 平成 3 年 9 月から 5 年 3 月まで
③ 平成 7 年 4 月から 8 年 3 月まで
④ 平成 13 年 4 月から 14 年 3 月まで

私は、昭和 62 年*月頃、自分で国民年金の加入手続きを行い、収入が少なかったため毎年国民年金保険料の免除申請を行っていたはずであるのに、申立期間①、②、③及び④について免除の記録になっていないのは納得がいかないため調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「毎年、国民年金保険料の全額免除の申請手続きを行っていた。」と主張しているところ、申立期間①及び②の直後並びに申立期間③及び④の前後については、全額免除の記録が確認できるものの、オンライン記録において、申立期間①、②、③及び④に係る保険料の免除申請が行われた記録は無い上、申立期間③当時に申立人が居住していたA市の申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立期間①、②及び③を含む昭和 62 年 11 月から平成 9 年 3 月までの国民年金保険料納付済月数及び全額免除月数が、オンライン記録と一致し、当該被保険者名簿に不自然さは見当たらない。

また、申立期間③の一部は、申立人の元夫との婚姻期間（平成 7 年 6 月から 10 年 3 月まで）であるが、当該期間は、申立人の元夫も 8 年 3 月までは未納、同年 4 月から全額免除と記録され、申立人の記録と一致する。

さらに、申立期間④は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

加えて、申立期間①、②、③及び④当時、免除申請手続は年度ごとに行うこととされており、申立期間①、②、③及び④を免除期間とするためには、4市町で5回の免除申請が必要となるが、同一人に対して、4市町全てにおいて年金記録事務に過誤が生じたとは考え難い上、申立人が申立期間①、②、③及び④の保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除申請書控、免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間①、②、③及び④の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から9年3月まで

私が、大学生であった平成5年4月から9年3月まで、4年間全て国民年金保険料の免除を申請したはずなのに、申立期間が未納になっているのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「大学生であった平成5年4月から9年3月まで、4年間全て国民年金保険料の免除申請を行った。」と主張しているが、オンライン記録で確認できる当時の免除申請は、5年5月31日に手続きを行った同年4月から6年3月までの1年間だけで、申立期間は全て未納と記録され、保険料の免除申請が行われた記録は無い上、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、申立期間は未納と記録され、免除申請が行われた形跡は無く、オンライン記録と一致し、当該被保険者名簿に不自然さは見当たらない。

また、申立期間当時の免除申請手続きは、年度ごとに行うこととされており、申立期間を免除期間とするためには、少なくとも3回の免除申請が必要となるが、行政側の年金記録事務において、同一人に対して3回にわたり過誤が生じたとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び免除申請に関する記憶が明確ではない上、申立人の加入手続及び免除申請を一緒に行ったとする申立人の母に確認しても、当時のことを覚えておらず、上記加入手続及び免除申請の具体的な状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料（免除申請書控、免除承認通知書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 1 月までの期間、50 年 12 月から 51 年 6 月までの期間、52 年 3 月から同年 6 月までの期間、53 年 9 月から 54 年 9 月までの期間、55 年 12 月から 56 年 7 月までの期間、同年 12 月から 58 年 9 月までの期間、同年 11 月から 60 年 2 月までの期間及び同年 12 月から 63 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から 48 年 1 月まで
② 昭和 50 年 12 月から 51 年 6 月まで
③ 昭和 52 年 3 月から同年 6 月まで
④ 昭和 53 年 9 月から 54 年 9 月まで
⑤ 昭和 55 年 12 月から 56 年 7 月まで
⑥ 昭和 56 年 12 月から 58 年 9 月まで
⑦ 昭和 58 年 11 月から 60 年 2 月まで
⑧ 昭和 60 年 12 月から 63 年 2 月まで

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には直接関与していないが、おそらく同居していた私の養母が昭和 47 年 4 月頃に A 市 B 区役所で加入手続を行い、申立期間①の保険料を養母が納付していたはずである。その後、結婚し C 市に転居してからも、私の前妻が申立期間②及び③の保険料を納付していたはずである。また、53 年秋頃に A 市 D 区に転居してからは、前妻とは別居状態になったものの、前妻又は養母が申立期間④から⑧までの保険料を納付していたはずである。申立期間①から⑧までの全ての保険料を完納していたかは定かではないものの、全て未納ということは絶対にあり得ず、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（１）」の各欄には、昭和 47 年 4 月 1 日から平成 12 年 5 月 30 日までの資格得喪記録が記載されており、当該資格得喪記録の全ての欄に「12. 12. 14」のゴム印が押されているところ、申立人が 12 年 11 月＊日に結婚したこと、及び年金手帳に氏名変更の記載があることから判断すると、申立人が結婚し、その後氏名変更手続を行ったときに、初めて国民年金の加入手続が行われ、その際、年金手帳に「12. 12. 14」のゴム印が押され、その後の 13 年 1 月 17 日にオンライン記録に国民年金被保険者の資格得喪記録が追加されたものと推認できることから、申立期間は、当該資格得喪記録が追加されるまでは国民年金に未加入の期間であり、制度上、申立期間①から⑧までの国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

なお、上記の追加された資格得喪記録のうち、昭和 47 年 4 月から 63 年 2 月までの国民年金加入記録は、その間の 7 か所の厚生年金保険被保険者期間の記録が判明したことにより、平成 21 年 10 月 16 日に、申立期間①から⑧までの国民年金被保険者の資格得喪記録に訂正されたことが確認できる。

また、申立期間①から⑧までは、8 か所 107 か月と長期にわたっており、行政側の年金記録事務において、同一人に対して複数回にわたり過誤が生じたとは考え難い上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付には直接関与しておらず、申立期間①の保険料を納付したとする申立人の養母は既に他界し、申立期間②から⑧までの保険料を納付したとする申立人の前妻の年金記録は、昭和 49 年 1 月から 10 年以上未納と記録されており、既に離婚しているため、申立期間①から⑧までに係る加入手続及び保険料の納付状況が確認できず、不明である。

加えて、申立人が申立期間①から⑧までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から⑧までの保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑧までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

昭和51年3月に私が大学を卒業した後、同居していた私の母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずであるが、申立期間の保険料が未納となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記載から、昭和53年12月に払い出されたことが推認できるところ、同年7月から第3回特例納付が実施されており、申立期間の国民年金保険料は特例納付が可能であり、また、申立期間のうち51年10月から53年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母は既に死亡していることから、加入手続及び保険料の納付状況について確認することができない。

また、上記被保険者名簿及び国民年金保険料検認カードにおいて、申立期間の保険料が納付された形跡は無く、不自然さも見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成元年12月まで
私は、私の義父母から、申立期間の国民年金保険料を納付していたと聞いていたのに、未納とされているので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義父母から、申立期間の国民年金保険料を納付していたと聞いていたと申述しているところ、オンライン記録によれば、申立期間直後の平成2年1月から3年3月までの保険料は、4年2月21日に過年度納付されていることが確認でき、2年1月の保険料が徴収権の時効直前の納付であることを踏まえると、当該保険料の納付時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつた事情がうかがえる。

また、申立人は申立期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の義父母は既に亡くなっており、申立期間に係る保険料納付の具体的な状況は不明である。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立期間の保険料は未納となっており、オンライン記録と一致している上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から53年7月までの期間、同年9月及び同年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年12月から53年7月まで
② 昭和53年9月
③ 昭和53年10月から54年3月まで

私は、昭和51年11月末に銀行を退職した後、私の両親に国民年金の加入手続を行ってもらい、国民年金保険料も両親がA市の集金人に半年分をまとめて納付していた。申立期間①、②及び③当時、実家はB（業種）を営んでおり、税金等の滞納は一度も無かったので、申立期間①、②及び③の保険料は両親が納付してくれていたはずであり、納付できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年11月末に銀行を退職した後、申立人の両親が申立人の国民年金の加入手続を行い、A市の集金人に申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、A市から提出された国民年金被保険者の資格取得届の受付処理に係る帳簿の記載から、申立人の国民年金被保険者の資格取得届が54年12月22日に受け付けられていることが確認でき、申立人の加入手続は同日に行われ、その際、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した51年12月1日に遡って国民年金被保険者の資格を取得したことが認められることから、申立人の主張と相違する上、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間①、②及び③当時に保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の加入手続が行われた昭和54年12月を基準にすると、申

立期間①のうち、52年9月以前の保険料は時効により納付することができない上、申立期間①のうち、同年10月から53年7月までの期間及び申立期間③の保険料は過年度保険料となるところ、A市は、集金人は現年度保険料のみを収納しており、過年度保険料の収納はできなかつた旨回答していることから、当該期間の保険料を集金人に納付できたとは考え難い。

さらに、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄中には被保険者でなくなった日が昭和53年8月16日、次の行に被保険者となった日が同年10月5日と記載されているとともにA市の印が押されており、当該資格喪失日及び資格取得日は、A市の国民年金収納簿及びオンライン記録と一致することから、申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立人は申立期間①、②及び③に係る保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の両親は既に亡くなっていることから、申立期間①、②及び③に係る保険料の具体的な納付状況は不明である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から52年3月まで

私は、大学在学中の昭和48年に20歳になり、国民年金の任意加入手続を行い、加入して以降、国民年金保険料を数回納付した。その後、53年に結婚し、すぐに市役所へ行き、国民年金被保険者の氏名変更届及び住所変更届を提出したが、54年10月に市役所から私の実家に、私宛ての国民年金特例納付案内書が届いたので、私の父に市役所へ相談に行ってもらい、後日、父から、未納となっている保険料は全て納付したと聞いた。申立期間が未加入期間及び未納期間とされていることは納付できないので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学在学中の昭和48年に20歳になり、国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、52年8月18日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は同年10月頃に加入手続を行い、その際、申立人が20歳になった48年*月*日に遡って国民年金被保険者の資格を取得したものと推認されることから、申立人の主張と相違している。

また、申立期間のうち、昭和48年9月から51年3月までの期間については、オンライン記録では国民年金の未加入期間となっているところ、申立人に係る特殊台帳には、国民年金被保険者の資格取得日が48年9月19日から51年4月1日に訂正されており、当初、国民年金の被保険者期間とされていたことが確認できるが、申立人の加入手続が行われたと推認される52年10月を基準にすると、申立期間のうち、50年6月以前の保険

料は時効により納付することができない。

さらに、申立期間のうち、昭和50年7月から52年3月までの期間については、前提として、上記資格取得日の訂正が行われる以前であって、同年10月時点を基準とした場合、当該期間の保険料は過年度納付が可能であるものの、申立人は保険料の納付については、加入後、数回納付したと主張するほかに、納付金額及び納付場所を具体的に記憶していない上、上記特殊台帳には、当該期間に係る保険料が納付されたことは記録されていないことを踏まえると、申立人が当該期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

加えて、申立人は、昭和49年11月以降に交付が始まった厚生年金保険、国民年金及び船員保険の3制度共通のオレンジ色の年金手帳を所持しており、このほかに年金手帳の交付を受けたことは無いと申述している上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は昭和47年4月から51年3月までの期間において大学生であったと申述していることから、申立期間のうち、48年9月から51年3月までの期間については任意加入対象期間となる上、任意加入対象期間は加入手続の時点から遡って加入できないことを踏まえると、上記特殊台帳において確認できる資格取得日の訂正は実態に則したものと考えられ、事務処理上、不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、前述における保険料納付に係る主張のほかに、A市が発行した昭和54年10月8日付けの「国民年金特例納付案内書」を提出し、納付期間は不明であるものの、第3回特例納付（実施期間：53年7月から55年6月まで）により、申立人の父が申立期間に係る保険料を納付してくれたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父は既に亡くなっており、申立期間の保険料を特例納付により納付したとする具体的な状況は不明である。

さらに、A市の特例納付状況一覧表（昭和55年12月6日現在）において、申立期間は未納となっている上、上記資格取得日の訂正前に申立期間に係る保険料が納付された場合、資格取得日の訂正後に一部の期間の保険料は未加入期間に対する納付として、過誤納となり還付されることとなるが、上記特殊台帳に保険料が還付された形跡は見当たらない。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から48年3月まで
私の母は、私及び私の兄に係る国民年金保険料を一緒に納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金保険料は申立人の母が申立人の兄の保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、申立人及び申立人の兄に係る特殊台帳において、申立期間に係る保険料が納付された記録は無く、昭和47年7月の納付記録欄に未納者カードが作成されたことを表示する「未作」の印が押されていることがそれぞれ確認できることから、申立期間に係る保険料を納付していたとは推認し難い。

また、申立人及び申立人の兄に係るA市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の保険料はそれぞれ未納となっていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳（昭和46年4月1日発行）の検認記録欄には、昭和46年度は「全納、特別検認方式により昭和46年4月から昭和47年3月まで検認済、昭和46年度」の印が押されているが、47年度は「特別検認方式により昭和47年4月から昭和47年6月まで検認済、昭和47年度」のゴム印が押されていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母は既に亡くなっていることから、申立期間に係る保険料の具体的な納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4477

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から58年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から58年3月まで

私は、昭和57年頃にA区役所に行った際、職員から未納分の国民年金保険料を遡って納付することができると聞き、後日、A区役所で未納分の保険料と併せて付加保険料を納付した。納付した金額は15万円前後だったと記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できないので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年頃にA区役所で申立期間に係る国民年金保険料及び付加保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は59年8月頃に行われたものと推認できることから、同時点を基準にすると、申立期間の大半の保険料は時効により納付することができない上、付加保険料は納付の申出があった月から定額保険料と併せて納付することができることとされており、制度上、加入手続の時点から遡って付加保険料を納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、付加保険料を含めて申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を含めて申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

私は、A社に勤務していたが、年金事務所から平成 15 年 4 月支払の標準賞与額の記録について確認してほしいとの連絡を受けた。同年 4 月の賞与は支給されているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた平成 15 年 4 月に賞与が支給されたと主張している。

しかし、A社は、「平成 15 年 4 月に申立人に対し賞与を支給していない。」と回答している。

また、A社が加入しているB健康保険組合は、「申立人の申立期間に係る標準賞与額の支給記録は無い。」と回答している上、当該健康保険組合が記録している申立人に係るほかの期間に支給されている標準賞与額の支給記録はオンライン記録と符合していることが確認できる。

さらに、申立人から申立期間に係る賞与の支給明細書等、厚生年金保険料の控除を確認できる資料は提出されず、平成 15 年 4 月の標準賞与額及び賞与の支払年月日について確認することができない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

私は、A社に勤務していたが、年金事務所から平成 15 年 4 月支払の標準賞与額の記録について確認してほしいとの連絡を受けた。同年 4 月の賞与の記録が漏れているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた平成 15 年 4 月の賞与の記録が漏れていると主張している。

しかし、A社は、「決算が 12 月のため、決算賞与が出たとしても支給は 3 月です。よって、お問い合わせの社員の平成 15 年 4 月の賞与の支給は無いと思われます。」と回答している。

また、A社が加入しているB健康保険組合は、「申立人の平成 15 年 4 月の標準賞与額の支給記録は無い。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間に係る賞与の支給明細書等、厚生年金保険料の控除を確認できる資料及び預金通帳を保管しておらず、平成 15 年 4 月の標準賞与額及び賞与の支払年月日について確認することができない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 3 月 21 日から 53 年 3 月 26 日まで
② 昭和 58 年 8 月 1 日から 59 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 59 年 1 月 1 日から 60 年 4 月 9 日まで

私は、申立期間①において、A区BのC社のD（部門）に正社員として勤務し、申立期間②において、関連会社のE区のF社に、申立期間③において、再びC社に勤務していたのに、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間①及び③にC社に、申立期間②にF社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録において、C社は、平成2年4月1日に厚生年金保険の新規適用事業所になっていることから、申立期間①及び③当時は厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であるところ、当時の社会保険事務担当者は、「会社は、平成2年4月1日から厚生年金保険に加入した。それ以前は、国民年金に加入していた。」と供述している上、元事業主及び申立人が氏名を挙げた複数の元同僚の厚生年金保険被保険者記録は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日と同一日に被保険者資格を取得していることが確認でき、いずれも、申立期間①及び③は国民年金の被保険者期間であることが確認できる。

一方、F社という名称の適用事業所は、E区において、見当たらない。

また、申立人は、厚生年金保険料の控除を確認できる書類等を所持していない上、申立期間②の一部期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月1日から31年11月1日まで
② 昭和31年12月1日から33年4月4日まで
③ 昭和33年9月1日から36年5月1日まで

私は、A社、B社C支店及びD社に勤務したときの厚生年金保険の被保険者期間の脱退手当金が昭和37年10月26日に支給されたと記録されているが、受給した覚えは無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所（D社）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが、脱退手当金が支給されている昭和37年10月26日以前の同年7月19日に記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 5047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 1 日から 18 年 2 月 1 日まで

私は、平成 16 年 4 月から 18 年 2 月頃まで、A 事業所又は B 社で、正社員として勤務をしていたが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において B 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所が、厚生年金保険の新規適用事業所になったのは、平成 18 年 2 月 3 日であり、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

一方、当該事業所の事業主は、「申立期間は厚生年金保険の適用事業所になっていなかったため、従業員には国民年金に加入してもらっていた。」と回答している上、新規適用時に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している 27 人のうち、代表取締役を含む 21 人が、申立期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、C 市役所から提出された申立人に係る市県民税課税台帳の平成 17 年（16 年分給与所得）、18 年（17 年分給与所得）及び 19 年（18 年分給与所得）の社会保険料控除額は、16 年分は 1 万 4,207 円、17 年分は 2 万 5,818 円、18 年分は 3,358 円であり、給与支払総額に雇用保険料率を乗じた金額とおおむね一致することから、当該社会保険料控除額には、健康保険料及び厚生年金保険料が含まれないものと推認できる。

さらに、申立人は、C 市で、国民健康保険に平成 14 年 9 月 16 日から 18 年 5 月 2 日までの期間加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 4 月 30 日まで
私は、3年から4年ぐらい前に、A社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていたことを知った。結婚後に脱退手当金の手続をした覚えは無いので、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書に記載されている支給額及び支給決定日はオンライン記録と一致している上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和44年9月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の期間は2か月と短期間である上、厚生年金保険被保険者記号番号が別の記号番号となっていることから、申立人が、脱退手当金を請求する際に、当該未請求の期間を含めなかったとしても不自然とは言えない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 5049

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月 1 日から平成 11 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 56 年頃にA社（昭和 63 年 4 月 1 日に名称変更後は、B社）に入社し、平成 11 年 3 月 31 日まで勤務していた。当該事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日まで、B社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、昭和 63 年 6 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日以前の申立期間は適用事業所となっていない期間である。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったときに、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、その後、資格取得取消となっていることが確認できるところ、元事業主は、申立人の資格取得取消について、「本人から保険・年金等は自己で考えるとの申出があり、社員扱いせず、事務的には請負的賃金形態を取ったと記憶している。」と回答している。

さらに、申立人は、昭和 55 年 9 月 21 日に国民健康保険の被保険者資格を取得しており、平成 11 年 12 月 2 日に喪失するまで加入していることから、申立期間は、国民健康保険の加入期間であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 1 日から 50 年 3 月 1 日まで
私は、A 社の子会社で B 区 C 町の D 社に、昭和 45 年 3 月 1 日から 50 年 2 月末日まで嘱託の E（職種）として勤務したが、49 年 3 月 1 日以降の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る F 労働委員会事務局の回答書によると、「G 労働組合連合会及び H 労働組合が、D 社を当事者として、F 労働委員会に不当労働行為の救済を求め、その結果、昭和 50 年 2 月末日付けをもって申立人らが当該事業所を退職したことを確認し、当事者間で和解が成立し、救済の申し立てを取り下げた。」とされており、申立て内容と符合することから、申立人は、申立期間に、当該事業所に在籍していたことが推認できる。

しかし、申立人及び H 労働組合から依頼を受けた弁護士は、和解についての協定書を保持していないため、厚生年金保険に係る取扱いは確認できない上、申立期間において、雇用保険の加入記録も確認できない。

また、申立人及び複数の元同僚は、申立期間中は当該事業所に出勤しておらず、給与の支払いを受けていなかったことを認めている上、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 5051

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年8月まで

私は、申立期間についてはA社B事業所に正社員のC（職種）として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は平成5年6月30日までと記録されており、納得できない。調査して、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成5年6月30日と記録されているところ、申立人は同社に同年8月まで勤務していたと主張している。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の代表取締役等に照会したが、回答を得ることはできず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚8名のうち、所在が判明した5名に対し照会したところ、回答のあった4名のうち2名は、「申立人のことは覚えているが、勤務期間までは覚えていない。」と回答している上、残る2名は申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び勤務期間について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 5052 (事案 3906 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 5 月 21 日から 51 年 1 月まで
② 昭和 52 年 8 月 31 日から同年 9 月まで
③ 昭和 52 年 10 月から 53 年 7 月まで
④ 昭和 53 年 8 月から 54 年 9 月まで
⑤ 昭和 55 年 2 月から同年 7 月まで

私は、前回の申立てにおいて、記録訂正が認められなかった期間のうち、「A社B事業所」、「C事業所（現在は、D事業所）」、「E事業所」、「F事業所」及び「G事業所」にそれぞれ勤務した申立期間①から⑤までについて、一部の期間又は全部の期間の被保険者記録が無いことは納得できないので、再度申し立てる。

なお、改めて考えてみた結果、前回の申立事業所のうち、申立期間③の「E事業所」及び申立期間⑤の「G事業所」の事業所名は、それぞれ「H事業所」及び「I事業所（現在は、J社）」だったと思うので、今一度よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①から⑤までに係る当初の申立てについて、申立期間①は、
 - i) A社B事業所は、昭和 57 年 2 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の所在も確認できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができないこと、
 - ii) 当該事業所の元同僚の回答からも申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができないこと、
 - iii) 当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格喪失

日については、オンライン記録と一致しており、記録訂正等がなされた形跡は見当たらないこと、申立期間②は、i) D事業所は、「当時の資料が無いため、申立人の勤務実態については不明である。」と回答していること、ii) 当該事業所の元同僚に照会しても回答が得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができないこと、iii) 当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格喪失日については、オンライン記録と一致しており、記録訂正等がなされた形跡は見当たらないこと、申立期間③、④及び⑤は、i) 申立人が主張する事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録が確認できないこと、ii) 申立人は事業主及び元同僚の氏名を記憶していないことから事業主等へ聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 9 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、一部の申立期間及び事業所名称を変更して、再申立てを行っている。

- 2 今回、申立人は、申立期間①について、A社B事業所に昭和 51 年 1 月まで勤務していたと主張するほかに、「健康保険被保険者証のコピーを証拠品として同封するので、今一度、よく調査の上、報告してほしい。また、代表者の氏名が分かったので、その点についても再度調べていただきたい。」と主張しているが、健康保険被保険者証のコピーは、前回の申立てにおいて、既に提出された資料であるところ、当該被保険者証には資格喪失日が記載されることは無いことから、申立人の主張を裏付ける資料にはなり得ない上、申立人が氏名を挙げた当時の代表者は、「A社B事業所は既に閉鎖しており、当時の資料は全て廃棄しているため、申立人の勤務期間や厚生年金保険の適用状況等について回答することができない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立期間②について、申立人は、前回の申立てと同様にC事業所に昭和 52 年 9 月まで勤務していたと主張しているが、申立人から提出された新たな資料及び情報は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

さらに、申立期間③について、申立人は、勤務していた事業所名はE事業所ではなく、H事業所であったと主張しているが、オンライン記録において、申立期間③当時、K県L市に所在するH事業所という名

称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、申立人は、事業所の所長及び元同僚の氏名は思い出せないと述べており、事業主及び元同僚へ聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、申立期間④について、申立人は、F事業所に一緒に勤務していたアルバイトの配達人二人を記憶していると申述しているところ、申立人の挙げた氏名からは該当者を特定することができないことから、聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

その上、申立期間⑤について、申立人は、「私が勤務していたI事業所は、当時の社長のM（姓）さんが経営する数店舗のうちの一つで、私がN（役職）だった。」と述べているが、J社の事業主は、「M（姓）さんは当販売所ではなく、O社の販売所を経営していた。」と回答している上、オンライン記録において、J社の被保険者を確認したところ、M姓の被保険者はおらず、事業主に申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、I事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 5053

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 6 日から 43 年 3 月 1 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間は厚生年金保険に未加入となっているが、当時の給与から厚生年金保険料を控除されていたと認識しているので、未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が氏名を挙げた元同僚が申立人を覚えていることから、申立人は、申立期間のうち昭和 42 年 8 月 1 日以降の期間において、A事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 45 年 9 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、当該事業所の現在の事業主は、「私の父が事業主であった昭和 45 年 9 月 1 日に従業員全員が厚生年金保険に加入することになった。それ以前は加入しておらず、当時の資料は残っていない上、私の父も当時の事務担当者も他界していることから、厚生年金保険料の控除等の詳細は不明である。」と回答している。

さらに、当該事業所が適用事業所となった昭和 45 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 8 名のうち、生存及び所在の確認できた 6 名に申立期間当時の保険料の控除等について照会したところ、回答のあった者のうち、申立期間当時、当該事業所に勤務していたと認められる者の 1 名は、「当時、会社は厚生年金保険に加入していなかったと思う。保険料は控除されていなかったと思う。」旨回答があり、3 名は、

「保険料の控除については分からない。」と回答している。

加えて、前記8名のうち、申立期間当時20歳以上で当該事業所に勤務していたと認められる4名のうち3名は、申立期間においては国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 5054

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 7 月 31 日まで
② 昭和 41 年 12 月 19 日から 45 年 4 月 1 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録に、昭和 46 年 7 月 2 日支給とされている脱退手当金の記録については間違いであり、脱退手当金は一切受けていない。調査の上、正しい被保険者記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る事業所を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず国民年金に加入していない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 21 日から 44 年 4 月 26 日まで

私は、昭和 43 年 10 月 21 日から 44 年 4 月 26 日まで A 社 B 工場に友人数名とともに出稼ぎに行った。健康保険被保険者証を使用した記憶もあり、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、A 社 B 工場に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所の事業主は、「申立期間に係る厚生年金保険の加入手続、厚生年金保険料の控除等の資料は保存しておらず、一切不明である。」と回答している上、申立人が一緒に勤務したとする元同僚の所在は確認できないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険への加入手続及び保険料控除について確認できない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に、申立人及び申立人と一緒に勤務したとする元同僚の氏名はいずれも確認できない。

さらに、申立人は給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を所持しておらず、ほかに申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。